



2024年5月24日

各位

会社名 株式会社Will Smart
代表者名 代表取締役社長 石井 康弘
コード番号 175A（東証グロース）
問合せ先 取締役副社長 布目 章次
(TEL 03-3527-2100)

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2024年5月24日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関する議案を2024年6月25日開催予定の定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

1. 本制度の導入の目的及び条件

(1) 導入の目的

本制度は、当社の取締役（以下「対象取締役」といいます。）及び監査役（以下「対象監査役」といいます。）に、対象取締役と併せて「対象役員」といいます。）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に導入するものです。

(2) 導入の条件

本制度は、対象役員に対し、譲渡制限付株式を報酬等として付与、又は、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を報酬として支給するものであるため（なお、対象監査役は、後者の方法に限ります。）、本制度の導入は、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

当社の取締役の報酬等の額は、2021年12月2日開催の臨時株主総会において、年額300百万円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内）、当社の監査役の報酬等の額は、2021年12月2日開催の臨時株主総会において、年額50百万円以内とご承認いただいておりますが、本株主総会では、当該報酬枠とは別枠にて、対象役員に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

2. 本制度の概要

本制度による譲渡制限付株式の付与は、①対象取締役に対しては、取締役の報酬等として金銭の払込み若しくは財産の給付を要せずに当社の普通株式の発行若しくは処分をする方法、又は②対象役員に対しては、金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権を現物出資させて、当社の普通株式の発行若しくは処分をする方法のいずれかの方法により行うものといたします。

本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は、取締役については、年間17,000株以内（うち社外取締役分は年間3,000株以内）とし、その報酬総額は、現行の金銭報酬額とは別枠で年額85百万円以内（うち社外取締役分は年額15百万円以内）とし、監査役については、年間3,000株以内とし、その報酬総額は、現行の金銭報酬額とは別枠で年額15百万円以内といたします（ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含みます。）によって増減した場合には、上限数はその比率に応じて調整されるものといたします。）。

なお、2024年3月13日付け有価証券届出書（新規公開時）に記載のとおり、当社は主幹事会社（大和証券株式会社）に対し、元引受契約締結日（2024年4月8日）から上場日（当日を含む）後180日目の日（2024年10月12日）までの期間（以下「ロックアップ期間」といいます。）、主幹事会社の事前の書面による同意なしに、当社の普通株式の発行等（ただし、譲渡制限付株式報酬（ロックアップ期間中に行使又は譲渡されないものであり、かつロックアップ期間中における発行等の累計による潜在株式ベースの希薄化率が1%を超えないものに限る）にかかわる発行等を除く。）を行わない旨合意しており、これを遵守する形で当社の譲渡制限付株式報酬としての普通株式を発行等いたします。

また、上記②の方法により当社の普通株式を発行又は処分する場合、その1株当たりの払込金額は、発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象役員に特に有利とならない範囲において取締役会において決定いたします。

本制度の導入目的の一つである株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は、約1年間から約5年間までのうち当社取締役会が定める期間としております。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、当社取締役会の協議により決定し、各対象監査役への具体的な支給時期及び配分については、監査役の協議により決定いたします。

なお、本制度による譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① 対象役員は、約1年間から約5年間までのうち当社取締役会が定める期間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 法令、社内規則又は本割当契約の違反その他当該株式を無償取得することが相当である事由として当社取締役会で定める事由に該当した場合、当該株式を当然に無償で取得すること

以上